

**「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」に関する  
よくあるお問い合わせ  
(対象期間：令和4年1月～3月)**

R4. 3. 24 時点

**1 県臨時給付金について**

**Q1 給付金給付の要件は？**

以下のとおりとなっています。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満（※）の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること
  - ②令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受けたこと
  - ③令和4年1月から3月までの間のいずれかの1か月の事業収入（売上）が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少していること
  - ④営業時間短縮要請（令和4年2月から3月）の対象事業者にあつては、対象施設の全てで要請事項に協力し、申請した月にかかる該当施設の営業時間短縮要請協力金を受給していること
  - ⑤暴力団員等に該当しないこと
- （※）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

**Q2 この給付金における事業収入（売上）の定義は？**

確定申告書類において事業収入として計上するものを指します。ただし、国の持続化給付金などの支援金は本来の事業活動に基づく事業収入（売上）ではないことから、事業収入に計上していたとしても、事業収入（売上）から支援金は除くものとします。

また、原則として不動産収入や給与収入、雑所得等は除くものとします。

## 2 給付金の対象者について

**Q3 売上減少の考え方について、県内外に店舗を有している事業者の場合、県外店舗の売上高を含めるのか？**

今回の給付金は、県内で事業活動を行っている事業者の皆さまへの支援策であることから、県外店舗の売上高は含めません。

**Q4 この給付金は、店舗（事業所）ごとの給付となるのか？**

店舗（事業所）ごとではなく、事業者単位の給付となります。

**Q5 業績悪化を受け、経営している会社が倒産した。なお、令和4年1月の売上高は対前年同月比で30%以上減少している。この場合、申請は可能か？**

誓約書において、「今後も事業を継続する」ことを誓約したうえで申請していただく必要があることから、申請できません。

※既に倒産している又は破産手続き中である場合など、今後事業を継続する意思がない（継続できない）事業者は対象外となります。

**Q6 令和3年4月以降に創業した事業者は対象とならないのか？（令和3年1月から3月までの売上が存在せず、売上の比較ができない。）**

創業特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙2「創業特例について」をご確認ください。

**Q7 令和4年3月に入り、親族に事業を承継した。なお、令和4年2月の売上は営業時間の短縮要請や外出・移動の自粛の影響を受けて対前年比で30%以上減少している。この場合、申請は可能か。**

事業承継に関する特例を適用することで、対象となり得ます。

なお、詳細は別紙3「個人事業者の事業承継の取扱いについて」をご確認ください。

**Q8 任意団体も給付対象となるか？**

収益事業により事業収入を得ており、税務申告を行っている場合は対象となり得ます。税務申告を行っていない場合は給付対象とはなりません。

**Q9 任意団体の取扱いは、法人と個人事業者のどちらになるか？**

法人番号の指定を受けている場合、法人とみなします。法人番号の指定を受けていない場合、団体の代表者を個人事業者とみなします。

### 3 給付金の申請について

#### Q10 申請書類はどこで入手できるのか？

県経営支援課ホームページからダウンロード及び下記の場所で入手できます。

- ①県庁本庁舎 1階ロビー 終日（土日、祝日含む）
- ②県合同庁舎及び県税事務所 8:30～17:15（平日のみ）
- ③市町村役場 8:30～17:15（平日のみ）

ただし、いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、お問い合わせはコールセンター 9:00～17:00（土日、祝日含む）（088-803-6620）までご連絡ください。

#### Q11 ホームページを見られない人には申請書類を郵送してくれるのか？

申し訳ありませんが、郵送は対応しておりません。

Q10に記載の方法で入手をお願いします。

#### Q12 申請に必要な書類は何か？

必要な書類は、以下のとおりです。

- ①申請書（様式1）
- ②該当要件申告書（様式2）
- ③売上減少等の証明申請書（様式3）  
※認定経営革新等支援機関等の証明が必要です。
- ④誓約書（様式4）
- ⑤法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、事業を運営していることが分かる書類写し（許可等が必要な業種の事業者に限る）
- ⑥住所が分かる本人（法人の場合は法人代表者）確認書類の写し。
- ⑦振込先口座と口座名義が分かる通帳（見開き面）等の写し。  
※⑤～⑦は有効なものに限ります。

#### Q13 前に、県の営業時間短縮要請対応臨時給付金を申請したが、今回は全ての書類を提出しないとイケないか？

全て提出する必要があります。

#### Q14 どのような方法で申請できるのか？

郵送又は電子申請（県ホームページの申請フォーム）となります。

郵送の際は、簡易書留や特定記録など、必ず追跡できる方法で送付してください。

※追跡できる方法以外の送付に際しての紛失は責任を負いかねます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による受付は行っておりません。

### Q15 給付額の上限額はどのように計算するのか？

給付金を申請する対象期間（令和4年1月から3月までのいずれかの月）の、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における同月の売上をもとに計算します。

具体的には、以下のとおりです。

A：平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年における対象期間と同月の売上高

B：同月の営業日数

$A \times 3 \div B = \text{上限額}$ （1円未満の端数切り捨て）

※算定した上限額が75万円を超える場合は75万円とする。（1円未満の端数切り捨て）

※上の式は、 $(A \div B) \times 0.3 \times 10$ を簡略化したものです。

※上限額が給付額ではございません。

### Q16 本給付金における営業日数の定義は？

営業日数については、定款等で規定されている場合は、それに基づいた営業日数とします。

規定されていない場合の基本的な考え方は、営業日については事業者が事業活動に携わった日とし、対象月の営業日数は1か月分を合算して算出します。

（例）支店等が3か所ある場合の営業日数

各支店の営業日数：A支店18日、B支店20日、C支店25日

本給付金の営業日数は、3支店で最大日数の25日となります。

### Q17 （様式3）売上減少等の証明申請書について教えて欲しい

認定経営革新等支援機関等に証明していただく様式です。

申請者は様式の枠囲み部分を記入し、根拠資料を添付して認定経営革新等支援機関等に証明を求めてください。

なお、認定経営革新等支援機関等に提出した根拠資料は、県への申請時に提出する必要はありませんが申請者が複製を取り5年間の保管が必要です。

### Q18 「認定経営革新等支援機関」とはこういった機関を指すのか？

中小企業等経営強化法第32条第1項に基づき認定された機関で、商工会、商工会議所、金融機関（四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、商工組合中央金庫）、税理士事務所、中小企業診断士事務所などになります。

なお、個々の機関が認定を受けているかどうかは、中小企業庁ホームページ、金融庁ホームページでご確認いただけます。

**Q19 「認定経営革新等支援機関」以外では、どのような機関等で売上減少等の証明を受けられるか？**

次に掲げる機関等で売上減少等の証明を受けられます。

- ・土佐信用組合
- ・宿毛商銀信用組合
- ・信用組合広島商銀
- ・四国内の税理士、税理士法人（※1）
- ・高知県内の公認会計士（※1）
- ・高知県内の中小企業診断士（※1）
- ・高知県内の行政書士、行政書士法人（※1）
- ・高知県内の農業協同組合（※2）
- ・高知県内の漁業協同組合（※3）

（※1）認定経営革新等支援機関の登録者以外を含みます。

（※2）全て県内の農業協同組合に出荷している農業者については、県内の農業協同組合で売上減少等の証明を受けることができます。それ以外に出荷している方については、最寄りの県農業振興センターにご相談ください。

（※3）全て県内の漁業協同組合に水揚げしている漁業者については、県内の漁業協同組合で売上減少等の証明を受けることができます。それ以外に出荷している方については、最寄りの県漁業指導所にご相談ください。

**Q20 認定経営革新等支援機関等に売上減少等の証明申請書（様式3）の証明を依頼する場合、どのような書類を提出したらよいか？**

対象期間の売上高が分かる売上台帳等の書類が必要です。また、比較対象となる期間の同月及び年間の売上高が分かる書類が必要です。

なお、詳細は別紙1「事業形態別 令和4年1月から3月までの売上高の確認方法について」をご確認ください。

**Q21 令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入と比較するのは、平成31年、令和2年、令和3年のどの年を選んでもよいか？**

どの年でもかまいません。

**Q22 差額給付申請の際の提出資料は？**

様式1、様式2、様式3及び様式4を提出してください。また、様式1については、申請書の上部に「差額給付申請」とご記入ください。

なお、本人確認書類等の添付する書類については、提出不要です。

#### 4 国・地方公共団体から得た給付金等との関係について

##### Q23 時短の協力金をもらった事業者も対象になるのか？（二重にもらえるのか？）

営業時間短縮の要請（2/12から3/6の23日間）に応じて協力金を受給している事業者については、令和4年2月分のみを申請対象とします。

なお、給付金の給付額は、同月の要請日数（2/12から2/28の17日間）分に相当する営業時間短縮要請協力金の額を差し引いた額とします。（協力金を差し引いた結果、給付額がなくなり、取り下げとなる場合があります。）

##### Q24 雇用維持臨時支援給付金をもらった事業者も対象になるのか？（二重にもらえるのか？）

雇用維持臨時支援給付金を受給した事業者についても、要件を満たせば給付金を支給します。ただし、その受給額を給付金及び事業復活支援金（1か月相当額）も考慮して算定し直したうえで、過支給分がある時は、その額を給付金の支給額から差し引くこととしています。

##### Q25 昼営業の飲食店を営んでおり、高知県営業時間短縮要請協力金は対象とならなかった。この給付金も対象とならないのか？

令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受け、令和4年1月から3月までのいずれかの月の事業収入が、平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少している場合は、対象となります。

##### Q26 同一法人で複数の事業を営んでおり、その一部で、夜営業の飲食店を時短要請の対象地域で経営していることから、高知県営業時間短縮要請協力金を受給している。

一方、別事業として観光施設を運営しており、令和4年1月以降の感染拡大に伴う外出・移動の自粛等により直接的・間接的な影響を受けて会社全体で売上が30%以上減少した。この場合、給付金の対象となるのか？

会社全体で売上が30%以上減少しているのであれば対象となります。（Q1、Q2参照）

ただし、高知県営業時間短縮要請協力金を受給している事業者は、令和4年2月のみを申請対象としますので、実際の受給額は給付金の算定額から協力金を差し引いた額となります。

**Q27 高知県内で 20 時以降も営業している居酒屋を営んでいるが、営業時間短縮の要請期間中は通常どおり営業したため、高知県営業時間短縮要請協力金を受給していない。この場合、給付金の対象となるのか？**

営業時間短縮要請（2/12～3/6）の対象となっている飲食店等を営んでいる場合は、対象の飲食店等全てで要請事項に協力し、営業時間短縮要請協力金を受給していることが、給付の要件となっています。要請に応じず協力金を受給していない場合は、この給付金の対象となりません。

**Q28 この給付金をもらったなら国の「事業復活支援金」はもらえないのか？**

この給付金の受給の有無は、国の「事業復活支援金」の申請要件には影響しません。

なお、「事業復活支援金」の給付額の計算に当たっては各月の事業収入に、地方公共団体による支援施策により得た給付金等が含まれる場合は、その額を除くこととされています。

詳細は国のホームページ（「事業復活支援金」で検索）をご覧くださいとともに、事業復活支援金の相談窓口（電話番号 0120-789-140）にお問い合わせください。

**Q29 給付金はどうやって算定するのか？**

令和4年1月～3月のうち1か月の売上高と、令和3年（平成31年、令和2年）の同月の売上高とを比較した売上減少額（ただし給付上限額以内：Q15 参照）から、国の事業復活支援金の1か月相当分を控除した金額が給付額になります。

営業時間短縮要請の対象事業者は、さらに2月分の協力金を差し引いて給付します。（Q22 参照）

なお、給付額は申請いただいた数値を基に審査機関において算定いたしますが、給付予定額を試算するための「給付額試算表」を作成しましたので、配布資料や県庁ホームページからダウンロードして、申請の際にご活用ください。

**Q30 令和3年1～3月と比較する場合、その月分の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」、「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」を受給していれば、その金額は事業収入に含めるのか？**

含めません。

**Q31 国の事業復活支援金の申請を事前にする必要はあるか？**

申請の有無に関わらず、その1か月分に相当する額を差し引いて給付しますので、国の事業復活支援金の申請をお忘れなきようご注意ください。

※この給付金は、国の制度である事業復活支援金と合わせて県独自の制度で支援を行おうとするもので、事業復活支援金（1か月相当）と給付金を合わせた給付上限額は、最大75万円（上限額は従前の給付金と同じ額）になります。

**Q32 事業復活支援金の1か月相当分の金額は、どのように算定するのか？**

事業復活支援金の1か月相当分の金額は、審査機関において算定いたしますので、申請者が算定する必要はございません。なお、提出いただいた様式3の売上高の減少額と法人、個人事業主ごとに下記の表にあてはめた上限額を比較して算出いたします。

「事業復活支援金の給付上限額の5分の1（上限額の1か月相当）」

売上高減少率	個人事業者	法人（年間売上高）		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
30%～50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円



## 5 その他

### Q33 給付金はいつ頃給付されるのか？

申請書類に不備等がない場合、受付から概ね2週間程度で給付します。3月上旬頃から給付を開始する予定で準備しています。

なお、書類が不備の場合や申請が集中した場合などは、給付までにより多くの時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

※「営業時間短縮要請協力金」を申請している事業者については、対象期間の協力金の支給後（受給額の確定後）になります。そのため、協力金を受給後に「給付額試算表」にて試算されてからの申請を推奨いたします。

## 事業形態別 令和4年1月から3月までの売上高の確認方法について

別紙 1

事業形態	必要書類	認定支援機関等でのチェック方法
法人		<p>左記の書類にて、令和4年1月から3月までのいずれか1か月及び平成31年、令和2年又は令和3年の同月の売上高を確認する。 (※令和3年度分については、申告がまだの場合は、根拠となる月次試算表等でも可とする。)</p> <p><b>【法人事業概況説明書に月別の売上高の記載がない場合】</b></p> <p>①法人事業概況説明書の月別売上高の欄に手書きで月別の売上高を記載する又は法人事業概況説明書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類)</p>
個人事業主 (青色申告)	本給付金要領別表2の「3 売上減少等の証明申請書(様 式3)」に記載された事業形 態別の売上高が分かる書類	<p>左記の書類にて、令和4年1月から3月までのいずれか1か月及び平成31年、令和2年又は令和3年の同月の売上高を確認する。</p> <p><b>【青色申告決算書の裏面に月別売上が記載されていない場合】</b></p> <p>①青色申告決算書の裏面に、手書きで月別の売上を記載する又は青色申告決算書に以下の書類を追加する。 ②月別売上高が分かる書類(残高試算表や元帳等の経理書類)</p>
個人事業主 (白色申告)	※上記書類でも確認が困難 な場合は、 <u>数字の根拠となる</u> 書類を随時追加	<p>左記の書類にて、令和4年1月から3月までのいずれか1か月及び平成31年、令和2年又は令和3年の同月の売上高を確認する。</p> <p><b>【月別売上が確認できない場合】</b></p> <p>①収支内訳書の売上を÷12で計算しても可とする。</p>
確定申告をしていない方で住民税(市 民税・県民税)の申告をしている方		<p>左記の書類にて、令和4年1月から3月までのいずれか1か月及び平成31年、令和2年又は令和3年の同月の売上高を確認する。</p> <p><b>【月別売上が確認できない場合】</b></p> <p>※市・県民税申告者は白色申告者と取扱いは同じ。</p>
税務署への申告をしていない事業者	なし	対象外とする。ただし、各認定支援機関等において証明できるものは可とする(創業間もない場合など)。
注意事項	確定申告書	<p>◆税務署の收受日付印が押印されたもの(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されたもの)を提出してください。 ※令和3年の対象期間の事業収入を用いる場合で、確定申告がお済みでない方は、下記の経理帳簿等をご用意ください。 <b>【例】</b> 令和3年分の確定申告に向け作成した年間売上高がわかる申告書や経理帳簿等</p> <p>◆e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」又は電子申告申請書等完了報告書を添付してください。</p> <p>※青色申告会の受付印のみでは受付できません。 ※上記のいずれも存在しない場合は下記の書類を提出してください。</p> <p>①税務署にて閲覧申請手続きを行い、提出済みの確定申告書(收受日付印の押印有り)をカメラなどで撮影したもの ※窓口にて当給付金の申請に必要な旨を必ずお伝えください。</p> <p>②税理士による署名がなされた確定申告書 ③個人事業主の場合は、「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)</p>
	市民税・県民税申告書	◆市民税・県民税申告書は、受付日が入った市役所の受付印があるものを提出してください。
	共通事項	※上記書類で確認できない場合は、数字の根拠となる書類を随時追加提出をお願いする場合があります。